

政令指定都市さいたま市は、独自に「自己申告制度」を今年度一〇月から管理職にだけ始めました。「独自に」とはいつも管理職の制度はほぼ県と同じものでした。その後、一般教職員の自己申告制度について、教員の評価に関する研究協議会（財界から二名、マスコミから一名、P.T.A.から一名、教職経験者から一名、市教委から二名で構成される。以下「協議会」）の議題に上げられ論議されてきました。九月二十九日、二月一日、一月二六日とすでに三回開かれたこの会議のなかで、県の「自己申告書」は、さいたま「独自のものに」つくりかえられています。

「自己申告書」に新たな欄が

まず今年度一〇月から始まつたさいたま市の管理制度の自己申告書は、県理職の自己申告書は、県のものと次の点が変えられていました。

①「目標」が「学校教育シヨン」が「学校教育目標」に。

②下に申告書の書き方が簡単に説明してある文言が加わった。

これらは変更にはとくに問題はありません。

しかし、一二月一日に行われた「協議会」で、行なった「教諭用自己申告書」における変更には疑問を呈さざるをえません。

「学校教育目標」の下に「学校教育目標に連鎖した自己の中期的な課題」という欄が設けられたのです。前号で詳しく説明したように、「学校の教育力を高める」ため行われる自己申告制度であるからには、教職員集団の話しあいで一致した目

がつて「学校教育目標」の次に大切なのは、学年会、教科会、校務分掌会などで話し合った目標であり、それらの目標のなかで自分の目標を考えることであるはずです。その目標を「当初申告」欄に記入していくわけです。

より問題なのは、市教委の提示した「自己申告書」が、「協議会」の論議によって変更させられたことです。変更内容は①三つの「領域」のうちの「その他の校務」が「学級運営への参画」に変更。②「研修」欄が「自己研鑽」欄に変更。

そしてその目標を達成するために自分が必要だと考える研修を「研修」欄に書き込んでいくのです。そういう流れの中に「学校教育目標に連鎖した自己の中期的な課題」という欄が入るというのはどういふことを意味するのでしょうか。簡単に言えば「学校教育目標」と「学年目標」「教科会目標」間に「自己の目標」を置くということです。集団の目標」の上に「自己の目標」を置くことです。これで「学校の教育力を高める」ことができるのでしようか。

その変更内容にも疑問をを感じます。

さいたま市教組情

さいたま市教組情

さいたま市
教職員組合
(埼教組)
TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail
saitama@kyouik
u-net.org
2005.2.21(月)

No.80

標をかかげ、その目標を達成するためには、取り組み、成果や課題も集団の話しあいで明らかにすることが大切です。したがって、「校務」に当たらない「他の校務」は「校務運営への参画」に当たらないの

を狭めてとらえてしまう恐れがあります。「学校運営への参画」に当たらない「他の校務」は「校務」に当たらないの

を、「その他の校務」です。教員であればこの分け方が一番わかりやすいと思われます。「他の校務」に対するということは仕事をするといふことは仕事であります。「他の校務」を「学校運営への参画」にするといふことは仕事であります。

歩譲つて、そうしたものが必要だとしても、わざわざ欄を設けないで「当初申告」欄にその内容を含み込めばまったく問題がないではありませんか。

次号ではさいたま市の人事評価について明瞭化します

制度」をつくろうとしたからです。簡単に言えば、教員を競争に追い込むための自己申告制度をめざしましたからです。

(様式3) 平成 年度 自己申告書 (教諭)		学校 教諭 () 通番 ()	
学校教育目標			
学校教育目標に連鎖した自己の中期的な課題			
領域	当 初 申 告		最 終 申 告
	ア: 今年度の目標(課題)	方 策	成 果・反 省 イ
学習指導			
学年・生徒指導等経営			
学校運営への参画			
自己研鑽	(目標・計画)	(成果・課題)	指導助言

- ア欄には、困難度を次に従い、数字で記入する。
5:きわめて高い 4:高い 3:ふつう
- イ欄には、個々の目標について達成度の自己評価を行い、次に従い、数字で記入する。(困難度は考慮しなくてよい)
5:10割 4:8割以上 3:6割以上 2:4割以上 1:4割未満
- 自己研鑽欄には、研究・修養に関する今年度の目標・計画とそれに対応する成果・課題を記入する。